

○公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり業務提案書の提出を招請するので、公告する。

平成26年6月20日

栃木県知事 福田 富一

1 業務概要

(1) 業務名

総合スポーツゾーン東エリアPFI等導入可能性調査業務委託

(2) 業務内容

総合スポーツゾーン東エリア（新体育館・屋内水泳場の整備及び維持管理・運営、並びに栃木県体育館分館の維持管理・運営を含む。）について、PFI等の民間活力を導入する場合の事業スキームを検討するとともに、その効果や課題等を整理し、民間活力の導入可能性の評価を行う。

(3) 履行期間

契約締結日から平成27年6月30日まで

2 参加表明書の提出者に要求される資格

公告日現在において、次のすべての要件を満たす者であること。

(1) 入札参加者資格

ア 単体により参加する者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

ウ 平成25年度及び平成26年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格（平成25年栃木県告示第128号）又は競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づく入札参加者資格を有する者であること。

エ 栃木県建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成21年3月26日制定）又は栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月1日付け会計第129号）に基づく、指名停止の期間中にない者であること。

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更正手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項の規定に基づく更正手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

カ 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第1号又は同条第4号の規定に該当しない者であること。

(2) 同種業務・類似業務の実績

平成11年度から平成25年度までに、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第5条の規定に基づき、実施方針が公表された公共施設等の整備等に関する事業に係る業務のうち、元請けとして次の

同種業務又は類似業務の受注実績を1件以上有する者であること。

- ・ 同種業務とは、運動施設の整備又は維持管理・運営に関する事業に係る民間活力の導入可能性調査業務をいう。
- ・ 類似業務とは、運動施設の整備又は維持管理・運営に関する事業における民間事業者の選定等に係るアドバイザー業務をいう。

(3) 配置予定者

本業務の配置予定者として、次の要件を満たす照査責任者1名、業務責任者1名及び業務担当者1名以上を配置することができる者であること。

なお、照査責任者、業務責任者及び業務担当者は、兼務することはできない。

- ・ 照査責任者は、PFI法第5条の規定に基づき、実施方針が公表された公共施設等（運動施設に限らない。）の整備又は維持管理・運営に関する事業に係る民間活力の導入可能性調査業務又は民間事業者の選定等に係るアドバイザー業務について、豊富な経験を有し、照査又は業務の責任者として2件以上の実績を有する者であること。
- ・ 業務責任者は、(2)に規定する同種業務又は類似業務について、業務の責任者として1件以上の実績を有する者であること、及び平成26年6月20日現在の手持ち業務量（契約額が500万円以上の業務を対象とし、特定後未契約のものがある場合は、参考見積金額を契約金額と想定する。）が、すべての手持ち業務の契約額の合計額が4億円未満かつ業務件数が10件未満の者であること。
- ・ 業務担当者（複数人配置予定の場合はその代表者）は、(2)に規定する同種業務又は類似業務について、業務の責任者又は担当者として1件以上の実績を有する者であること、及び平成26年6月20日現在の手持ち業務量（契約額が500万円以上の業務を対象とし、特定後未契約のものがある場合は、参考見積金額を契約金額と想定する。）が、すべての手持ち業務の契約額の合計額が2億円未満かつ業務件数が5件未満の者であること。

3 業務提案書の提出者を選定するための評価項目

参加表明書を提出した者の中から、次の評価項目に基づき、業務提案書の提出者として5者を選定し、業務提案書の提出を求める。

ただし、参加表明書を提出した者が5者に満たない場合、及び選定対象となる最下位順位で同評価の者が複数存在し5者を超える場合は、この限りではない。

(1) 事業者の業務経歴

2 (2)に規定する同種業務及び類似業務の実績・内容

(2) 配置予定者の経験及び能力

2 (2)に規定する同種業務及び類似業務の実績・内容

4 業務提案書を特定するための評価項目

提出された業務提案書の中から、次の評価項目について評価を行い、1者の業務提案書を特定する。

(1) 事業者の業務経歴

2 (2)に規定する同種業務及び類似業務の実績・内容

(2) 配置予定者の経験及び能力

2 (2)に規定する同種業務及び類似業務の実績・内容

(3) 業務の実施方針及び手法

実施方針、実施フロー、工程計画及び特定テーマ等に対する提案内容

5 手続等

(1) 担当部署

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号（栃木県庁舎本館13階）

栃木県県土整備部総合スポーツゾーン整備室整備推進担当

TEL 028-623-2593 FAX 028-623-2392 E-mail sports-zone@pref.tochigi.lg.jp

ホームページアドレス <http://www.pref.tochigi.lg.jp/h13/index.html>

(2) 業務説明書の配付期間及び場所等

本業務に係る説明書は、平成26年6月20日から平成26年8月15日午後4時まで(1)の担当部署において配付するとともに、ホームページに掲載する。

ただし、担当部署における配付は、栃木県の休日に関する条例（平成元年栃木県条例第2号）第2条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く毎日の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(3) 参加表明書の提出方法及び提出期限

平成26年7月10日午後4時までに、(1)の担当部署に持参又は郵送すること。

ただし、持参の場合は、休日を除く毎日の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）とし、郵送の場合は、書留郵便により期限までに必着すること。

(4) 業務提案書の提出方法及び提出期限

平成26年8月18日午後4時までに、(1)の担当部署に持参又は郵送すること。

ただし、持参の場合は、休日を除く毎日の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）とし、郵送の場合は、書留郵便により期限までに必着すること。

6 業務説明書

本業務の詳細は、「総合スポーツゾーン東エリアPFI等導入可能性調査業務委託説明書」による。

7 その他

(1) 契約保証金

契約保証金の納付を要する。

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は業務委託料の10分の1以上とする。

(2) 業務委託契約書

業務委託契約書の作成を要する。